

## 広島県立五日市高等学校同窓会「鶯鳴会」規約

(名称)

第1条 本会は、広島県立五日市高等学校同窓会 鶯鳴会と称し、通称を「鶯鳴会」とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局を広島県広島市佐伯区観音台三丁目 15-1 広島県立五日市高等学校に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の充実発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を深める事業
- (2) 会員名簿の管理
- (3) 母校を支援する事業
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員又は特別会員とする。

- (1) 正会員とは、広島県立五日市高等学校の卒業生及びかつて在学した者とする。
- (2) 特別会員とは、本人が入会を希望し、役員会の承認を得た者とする。
- (3) 会員が、本会の名誉を毀損する行為又は本会の正常な運営を妨げる行為を行った場合、常任理事会の議決を経て、会員を除名することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 常任理事 10名以内
- (6) 監事 2名
- (7) 校内理事(教職員) 若干名

(役員を選出)

第7条 役員は、選出推薦された候補者を総会において承認することによって選出する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。なお、欠員補充の場合は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の議事及び活動に関する重要事項を記録する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (5) 常任理事は、第4条に定める事業を管理運営する。
- (6) 監事は、本会の会計事務を監査する。
- (7) 校内理事は、本会の活動に協力する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置き、本校の学校長とする。

(機関)

第11条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任理事会

(総会)

第12条 総会は、全会員によって構成される本会の最高議決機関である。

- 2 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は次の事項を審議し、決定する。
  - (1) 予算及び決算
  - (2) 活動報告、活動方針及び事業計画
  - (3) 規約の改廃
  - (4) 役員の承認
  - (5) その他重要な事項
- 4 総会の議長は、会員の中から選出する。
- 5 総会の議決は、出席会員の過半数によって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、第6条第1号から第5号までの役員及びその他会長が必要と認めた者で構成し、次の事項を審議又は決定する。

- (1) 総会に提出する議案に関すること。
- (2) 本会の全体的な事業の計画及び運営に関すること。
- (3) 総会から委任された事項
- (4) その他必要な事項

(収入)

第 14 条 本会の経費は、入会費、寄付金及びその他収入をもって充てることとし、入会費は次のとおりとする。

(1) 入会費は一会員につき 10,800 円とする。

(2) 会員にやむを得ない事由があると認められるときは、常任理事会の承認を受けて、入会費を変更することができる。

2 本会事業の円滑な運営とその経理の適正化を図るため、特別積立金会計を設置する。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(細則)

第 16 条 本会の運営に関して必要な細則は、規約に反しない限りにおいて常任理事会の議決を経て定めることができる。ただし、常任理事会は、細則の制定又は改廃をした場合には、総会で報告しなければならない。

(設立日)

第 17 条 本会の設立日を、昭和 52 年(1977 年)2 月 28 日とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和元年(2019 年)8 月 11 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 30 年度(2018 年度)以前の卒業生に係る入会費については、従前のとおりとする。

## 細則

(細則)

第 1 条 この細則は、規約第 16 条に基づき、次のとおり定める。

(慶弔)

第 2 条 慶弔に関して特に必要なときは、常任理事会での協議を経て決定する。

2 会長は、緊急の場合で前項の常任理事会を開催する暇がないときは、臨機の措置をとることができる。その場合、次回の常任理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、令和元年(2019 年)8 月 11 日から施行する。